－記者発表資料－

平成２８年４月１日
日本下水道事業団

低入札調査基準価格の改定について

「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」が一部改正されたことに伴い、工事における低入札調査基準価格の算定方法を以下のとおり改定することとしましたので、お知らせします。

低入札調査基準価格は、下記の各工種の算定価格に消費税率を乗じた金額とし、その額が予定価格の７/１０に満たない場合は７/１０、９/１０を超える場合は９/１０とします。

①土木工事

直接工事費×95％＋共通仮設費×90％＋現場管理費×90％＋一般管理費等×55％

②建築工事（建築機械設備工事、建築電気設備工事を含む。）

（直接工事費－現場管理費相当額※1）×95％＋共通仮設費×90％

＋（現場管理費＋現場管理費相当額※1）×90％＋一般管理費等×55％

※１　現場管理費相当額＝直接工事費×10％

③機械設備工事（流体機械設備工事、下水処理設備工事、汚泥焼却設備工事をいう。）及び電気設備工事

機器費×92％＋直接工事費×95％＋共通仮設費×90％

＋（現場管理費＋据付間接費＋設計技術費）×90％＋一般管理費等×55％

この改訂は、平成２８年４月１日以降に公告する工事に適用します。

【お問い合わせ先】
○事業統括部　事業課
ＴＥＬ　０３－６３６１－７８３０
○経営企画部　企画・コンプライアンス課
ＴＥＬ　０３－６３６１－７８１１